

定 款

株式会社東京通信

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社東京通信と称し、英文では Tokyo Tsushin,Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットのアプリケーションの企画、開発および販売
- (2) コンピュータソフトウェア、Web システムの企画、開発および販売
- (3) インターネットを利用した通信販売業務
- (4) 広告業および広告代理業
- (5) 前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託
- (6) 有価証券の取得および保有
- (7) 有価証券以外を対象とする投資業務
- (8) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17,310,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て

を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役会の決議により社長がこれを招集し、議長となる。
2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主またはその代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2. 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役の中から会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議要件)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された監査役の任期は、前任者または他の在任監査役の任期の満了の時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法等)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 35 条 当社の監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当)

- 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

- 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第42条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。